下妻市復興推進計画

平成26年10月7日 茨城県下妻市

1. 計画の区域 下妻市全域

2. 計画の目標

東日本大震災の発生により本県では地震、津波により広範囲にわたって被災し、特に沿岸部の市町村の漁港周辺地域においては、津波浸水被害により生産活動の基盤に甚大な被害を受けており、これら地域において雇用に深刻な影響を及ぼしている。

一方、本市においても震度 5 強を記録し、市内全域において、家屋の全壊や一部損壊などの被害が多数発生するとともに、一級河川鬼怒川の周辺地区では大規模な液状化現象が発生し、金属製品製造業、食料品製造業の中核企業を含め、当市に立地する多くの企業が建物や設備に被害を受けた。

こうした中で、北関東自動車道や常磐自動車道及び平成27年度開通予定の圏 央道を通じた沿岸部との流通に便利な本市の地域特性、企業の立地に適した工業 団地が市内に整備されている地域資源を活用し、本市の中核的産業を担う企業を 誘致し、地域経済の活性化を図るとともに、沿岸部において雇用機会を失われた 人々に沿岸部での雇用機会の創出を推進する。

- 3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容 本市だけでなく沿岸部における雇用機会の創出を図るため、本市の中核的産業 となる金属製品製造業について、新規立地企業の設備投資等を支援する。
- 4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の 内容及び実施主体に関する事項並び復興推進事業ごとの特例の措置の内容 「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

本市に新たに立地する岡部株式会社(以下「対象事業者」という。)が、つくば下妻第二工業団地において、耐震・免震製品を製造する工場の整備に必要な資金を貸し付ける事業

②貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市の金属製品製造業は、市内の製造業の製造品出荷額、従業員数ともに第1位の中核的な産業である。また、本事業は本市の金属製品製造業の製造品出荷額において約18%を占める事業者が実施するものであり、設備投資の規模としても、事業費が年間の減価償却費を超える設備投資である。

今回貸付けの対象となる事業は、本市において耐震・免震製品を製造する工場を建設するものである。本事業の実施に伴い、現在は主要原材料の鉄材の調達を千葉県君津市から行っているが、今後は、本県鹿嶋市からの調達が見込まれ、かつ、対象事業者の主力製品のひとつである鉄骨補強材の外部委託製造についても、本県高萩市への変更を予定しており、沿岸部の鉄鋼業及び金属製品製造業を中心に雇用機会の創出及び取引拡大など沿岸部を含む地域経済への波及効果が期待できるものである。さらに、本工場における製品について、主に国内遠隔地向けの出荷は、今後、茨城港又は鹿島港を通じて搬出されることから、沿岸部の運輸・物流関連産業を中心に雇用機会が創出されることとなる。

したがって、本事業による雇用効果や経済効果は大きく、目標に掲げた「地域 経済の活性化を図るとともに、沿岸部において雇用機会を失われた人々に沿岸部 での雇用機会の創出を推進する」ことを達成するために必要かつ有効な事業であ り、計画の目標達成に大きく寄与するものである。

- ③施行規則第2条に規定する該当事業 施行規則第2条第6号
- ④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関株式会社みずほ銀行株式会社三菱東京UFJ銀行株式会社三菱東京UFJ銀行株式会社りそな銀行三菱UFJ信託銀行株式会社株式会社北陸銀行

⑤特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金(3億円以上)を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給(法第44条の規定に基づく措置)

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画 の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明 対象事業者は、現在稼働中の千葉県野田市の工場を移転することにより、東日本エリアの耐震・免震製品の製造を集約し、生産能力の増強並びに供給面での充実を図るものであり、本工場において生産予定である耐震・免震製品は、耐震化を促進し、防災に貢献できる製品である。また、主要原材料の調達を現在の千葉県君津市から本県鹿嶋市を予定しており、かつ、主力製品のひとつである鉄骨補強材の外部委託製造についても、本県高萩市への変更を予定していることなどから、沿岸部での雇用機会の創出、地域経済への波及効果など復興に寄与するものである。

これらにより、本市の中核的産業を担う立地企業の体力強化に向けた支援を行う ことは、本市だけでなく、沿岸部を含めた地域における復興の円滑かつ迅速な推進 と地域経済の活力の再生に寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項の規定に基づき、茨城県の意見を聴取した。 また、下妻市、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社り そな銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、株式会社北陸銀行、対象事業者を構成員 とする下妻市復興推進協議会(地域協議会)において、法第4条第6項の規定に基 づく協議を行った。